

○松山養護老人ホーム事務組合個人番号カードの利用に
関する条例

制 定 令和7年2月18日条例第2号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成26年政令第155号）第18条第2項第2号の条例で定める事務は、職員本人の確認に関する事務であって規則で定めるものとする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。